

年金記録の訂正手続きのあらまし

年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省に対し訂正請求をすることができます。

訂正請求に当たっては、手数料はかかりません。

「訂正請求」とは

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など国の年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。

請求を受けた厚生労働省（地方厚生(支)局）は、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行います。

請求が認められるときは、年金記録を訂正する決定をします。
既に年金を受け取っている方は、訂正後の記録に基づいて年金の額を変更します。年金額が増える場合、過去にさかのぼって変更します。

訂正請求の手続きは、お近くの年金事務所へ

次の書類を、お近くの年金事務所にお持ちいただくか、ご郵送ください。

1. 年金事務所にある書類

- ① 年金記録訂正請求書
- ② 同意書
- ③ 請求の概要

※ 日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。書類の記載方法について詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

(<http://www.nenkin.go.jp/shinsei/index.html>)

日本年金機構 申請

検索

2. 請求内容に関する状況が分かる資料

次のような書類が「請求内容に関する状況が分かる資料」のひとつとなります。

- ・年金手帳
- ・国民年金手帳
- ・厚生年金保険被保険者証
- ・確定申告書
- ・給与明細書
- ・家計簿
- ・源泉徴収票
- ・預貯金通帳
- ・勤め先の辞令
- ・厚生年金基金加入員証
- ・雇用主や同僚の方の証言（書）
- ・当時の履歴書
- ・勤務実態を示す当時の写真 など

◆ 訂正請求に当たっては、手数料はかかりません。

◆ 年金事務所の所在地は日本年金機構のホームページをご覧ください。

(<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>)

日本年金機構 所在地

検索

訂正請求できる方

◆ 訂正請求は年金に加入している方（過去に加入していた方を含む）ご本人が行うことができます。

◆ ご本人が亡くなっている場合は、ご遺族の方※が行うことができます。

※ 遺族年金の受給権者であるなど一定の条件があります。

請求期限はありません

◆ 年金記録が事実と異なると思われる方は、過去のいつの記録であっても、厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができます。

※ 年金記録が事実と異なると思われる方は、お早めに年金事務所にご相談ください。

訂正請求の留意点

- ◆厚生労働省（地方厚生(支)局長）は、請求内容について、様々な関連資料や周辺事情に基づき、総合的に判断します。

関連資料の例

年金手帳、国民年金手帳、厚生年金保険被保険者証、
確定申告書、給与明細書、家計簿 など

周辺事情の例

訂正を求める期間は短期間か、その他の期間は保険料納付済みか、
配偶者は保険料納付済みか など

- ◆訂正を求める期間当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出しただくとともに、証言等できる方を教えていただくなど、的確な判断のためにご協力をお願いします。

証言等できる方の例

訂正を求める期間当時の勤務状況、給与や賞与からの厚生年金保険料控除の有無、国民年金保険料の納付状況についてご記憶がある方など

- ◆調査審議しても、年金への加入や保険料の納付（厚生年金保険は、給与・賞与からの保険料控除）などについて、記録訂正につながる関連資料や周辺事情が乏しい場合には、記録訂正が認められない場合があります。

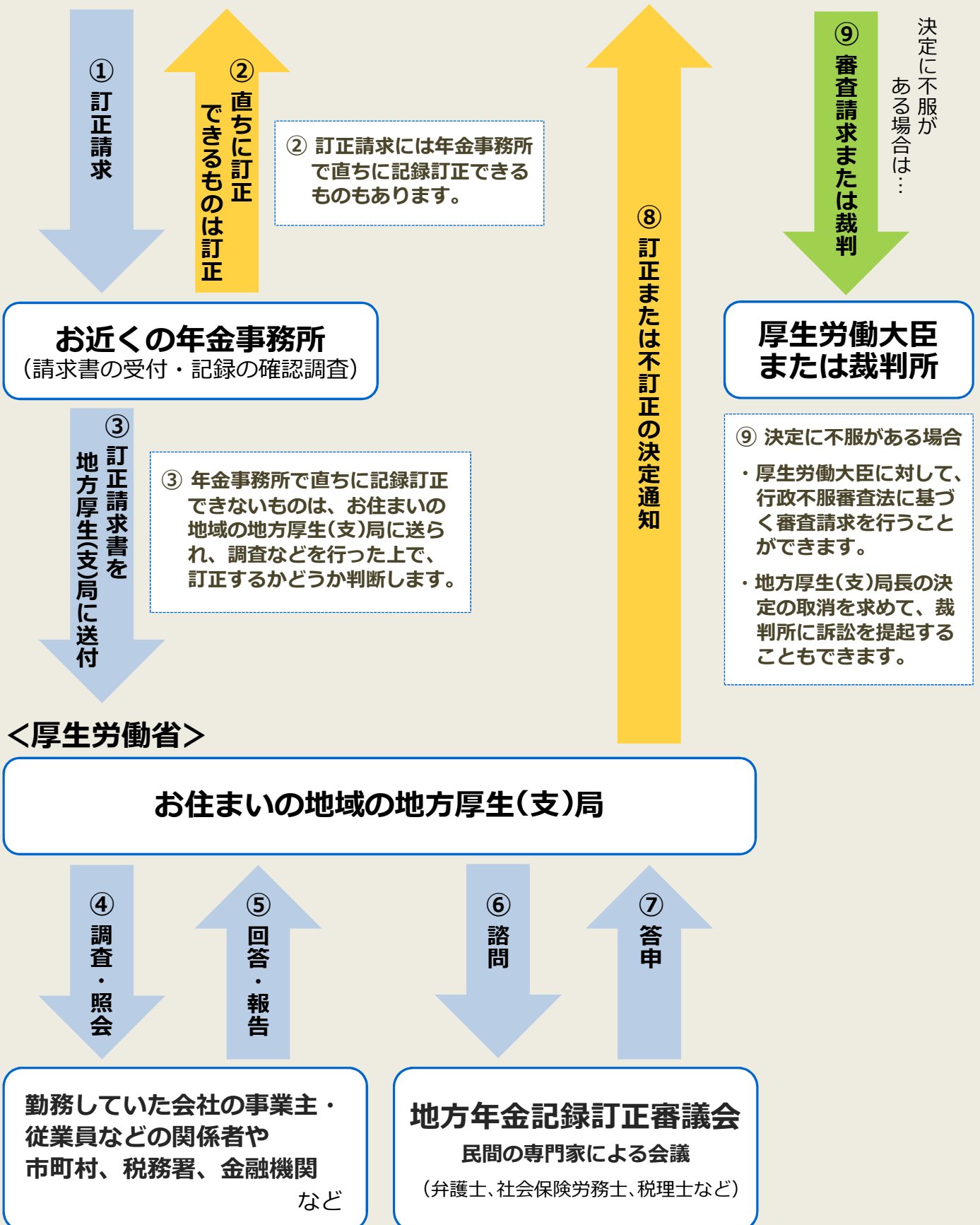
請求後の流れ

- ◆訂正請求を受け付けると、まずは年金事務所で直ちに記録訂正できるものに該当するか記録の確認調査を行います。（6ページQ5参照）
- ◆年金事務所で直ちに記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。年金を受給されている場合は、訂正後の記録に基づく年金の額に変更します。
- ◆年金事務所で直ちに記録訂正できないものは、訂正請求書が地方厚生(支)局に送られます。
 - ※ 関連資料や周辺事情の収集・調査を行うため、地方厚生(支)局の調査員が必要に応じてご連絡する場合があります。
- ◆地方厚生(支)局に送られた訂正請求は、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が、国民の皆さまの立場に立って審議します。
- ◆その後、専門家の審議結果に基づき、地方厚生(支)局長が訂正（不訂正）決定を行います。

※ 次ページの「年金記録の訂正手続の流れ」を参照ください。

年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方



Q1: どのような年金記録が訂正請求の対象となりますか？

A : 国民年金・厚生年金保険の被保険者であった期間の記録のほか、厚生年金保険に統合された旧船員保険の被保険者期間、旧農林共済組合、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の組合員期間の記録が対象です。

- ※ 国民年金基金、厚生年金基金の加入員となっている国民年金、厚生年金保険の被保険者の期間については、訂正請求の対象となります。この場合、基金の加入員記録も考慮して訂正の可否が判断されます。
- ※ 国家公務員共済組合（旧陸軍共済組合などを含む）と地方公務員共済組合の組合員期間、日本私立学校振興・共済事業団の加入者期間は対象となりません。なお、戦時中の軍などでの無給嘱託期間については対象となる場合があります。

Q2: 年金記録の訂正請求ができるのは、どのような場合ですか？

A : 年金記録の訂正請求ができるのは、例えば次のような場合です。
詳しくは、年金事務所にご相談ください。

- ◆ A社で働いていた期間について、就職日より後に厚生年金保険に加入した記録になっているのは誤りなので、訂正してほしい。
- ◆ B社で働いていた期間について、退職日より前に厚生年金保険の資格を喪失した記録になっているのは誤りなので、訂正してほしい。
- ◆ C社で働いていた期間について、厚生年金保険の記録がないので、訂正してほしい。
- ◆ D社から支払われた賞与のうち、○年○月○日支払い分の記録がないので、訂正してほしい。
- ◆ ○年○月から△年△月までの国民年金保険料が未納と記録されているが、納付したはずなので訂正してほしい。

Q3: なぜ厚生労働省で年金記録の訂正手続を行うことになったのですか？

A : 総務省（第三者委員会）で行われていた年金記録の「確認申立て」は、年金記録問題に対処するために、平成19年6月に臨時に設けられたものです。しかし、最近では、古い記録の訂正を求める事案のほか、比較的近年の期間を対象とした事案も発生していることから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められていました。このため、平成26年6月に法律が改正され、平成27年3月から厚生労働省に年金記録の訂正を求める制度が始まりました。

Q4: 総務省（第三者委員会）の年金記録の訂正手続とは違うのですか？

A : 弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家が国民の皆さまの立場に立って審議を行う点では、総務省（第三者委員会）の訂正手続と基本的に同じです。
法律に手続きが規定されたことにより、訂正請求が皆さまの権利として位置付けられ、訂正または不訂正の決定に不服があるときは、厚生労働大臣への審査請求や訴訟提起をすることが可能となったことなどの違いがあります。

※ 総務省（第三者委員会）の「あっせん」は行政処分ではないため、不服がある場合、不服申立てや訴訟提起をしても却下される傾向にあります。

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

Q5: 年金事務所で直ちに記録訂正できるものはどのような場合ですか？

A : 例えば次のような場合、専門家による審議を経ることなく、年金事務所で記録訂正できます。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

- ◆ 賞与から保険料が控除された給与明細書があるのに、年金記録の中に賞与の支払記録がない場合。
- ◆ 過去に転勤したとき、保険料は引き続き控除されていたが、転勤の前後で被保険者資格が1カ月途切れる事務誤りがあり、事業主もこの誤りを認めている場合。
- ◆ 勤務実態と保険料控除が確認できる給与明細書があるのに、被保険者資格を取得した記録がない場合。

※ 年金事務所での調査や確認に1カ月程度かかります。

Q6: 地方年金記録訂正審議会とは何ですか？

A : 地方年金記録訂正審議会は、訂正請求を国民の皆さまの立場で審議し、公平・公正な判断を行うために設置された、専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議です。

一つ一つの請求について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議して判断します。

Q7: 地方厚生(支)局長の決定は公平・公正なものとなりますか？

A : 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会（Q6参照）での審議結果に基づいて訂正（不訂正）決定を行うこととなっており、これに反する決定をすることはありません。

こうした仕組みにより、公平・公正かつ客観的な判断となるようにしています。

Q8: 訂正手続には、どのくらいの日数がかかりますか？

A : 訂正を求める内容により調査・審議にかかる日数が異なりますが、訂正請求書を年金事務所に提出されてから地方厚生(支)局長が決定を行うまで5カ月程度かかります。

※ 訂正後の年金記録に基づき、変更された額の年金をお受け取りになるまでには、さらに数カ月程度の処理期間が必要となります。

Q9: 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合はどうすればいいですか？

A : 地方厚生(支)局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき、厚生労働大臣に審査請求をすることができます。

また、地方厚生(支)局長の決定の取消しを求めて、厚生労働大臣への審査請求を経ずに、直接、裁判所に訴訟を提起することもできます。

※ 行政不服審査制度については、総務省のホームページを参照ください。

年金記録が事実と異なると思われる場合、社会保険審査官に申し立てることができるか？

Q10:

A : 年金記録が事実と異なると思われる場合、年金事務所で年金記録の訂正請求の手続きができるほか、被保険者の資格・標準報酬・保険給付等に関する行政処分を伴うものについては、社会保険審査官に申し立てることができます。

具体的には、厚生年金保険被保険者資格の取得確認など行政処分を伴うものについては、社会保険審査官に申し立てることができます。また、国民年金被保険者資格の取得など行政処分を伴わないものについては、申し立てることができません。

- ※ 年金記録の訂正手続では、行政処分を伴うものも、行政処分を伴わないものも、訂正請求の対象となります。
- なお、社会保険審査官への不服申立ては不服申立期限（処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内）があるのに比べ、年金記録の訂正請求は請求期限がありません。（制度の比較については下記の表を参照ください）。
- ※ 社会保険審査制度については、厚生労働省のホームページを参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/shinsa/syakai/>)

社会保険審査

検索

<年金記録の内容と厚生労働大臣が行う確認・決定の例>

(表1)

人生のできごと	年金記録の内容	厚生労働大臣（日本年金機構）が行う確認・決定
		行政処分であるため社会保険審査官・審査会への申立てが可能
20歳	国民年金被保険者資格の取得日	—
国民年金保険料の納付	国民年金保険料の納付状況	—
就職	厚生年金保険被保険者資格の取得日・標準報酬月額	厚生年金保険被保険者資格の取得確認・標準報酬月額の決定
賞与支給	標準賞与額	標準賞与額の決定
昇給	標準報酬月額	標準報酬月額の改定
退職	厚生年金保険被保険者資格の喪失日	厚生年金保険被保険者資格の喪失確認
失業	国民年金保険料の免除の状況	国民年金保険料の免除承認
60歳	国民年金被保険者資格の喪失日	—

<年金記録の訂正請求と社会保険審査官への不服申立ての比較>

(表2)

	年金記録の訂正請求	社会保険審査官への不服申立て
請求（不服申立）の対象	表1の年金記録の内容	表1の確認・決定（行政処分）
請求（不服申立）期間	なし	原則として、処分があったことを知った日の翌日から3カ月以内
受付窓口	年金事務所 (年金事務所で直ちに記録訂正できないものは、地方厚生(支)局へ送付)	社会保険審査官
判断結果	地方厚生(支)局長の決定	社会保険審査官の決定
判断結果に不服があるとき	厚生労働大臣へ審査請求	社会保険審査会へ再審査請求
司法手続との関係	厚生労働大臣への審査請求を経ずに訴訟提起可能	審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後、訴訟提起可能

年金記録の訂正手続の情報提供

◆厚生労働省

厚生労働省 記録訂正

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000071814.html>

◆地方厚生(支)局

北海道厚生局 記録訂正

検索

北海道厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/>

東北厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/>

関東信越厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/>

東海北陸厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/>

近畿厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>

中国四国厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/>

四国厚生支局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/>

九州厚生局

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

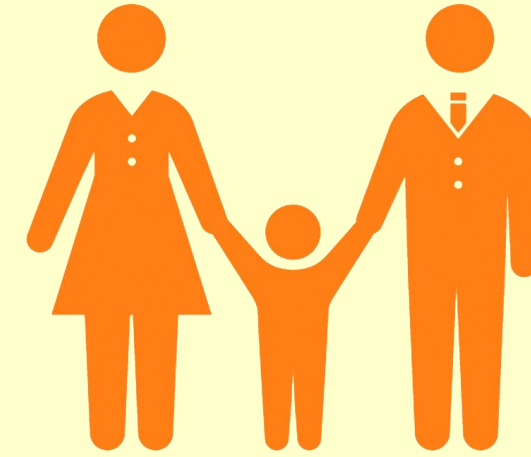
◆日本年金機構

日本年金機構 記録訂正

検索

<http://www.nenkin.go.jp/service/tenkinkiroku/torikumi/tetsuduki/20150303.html>

年金 ニュース



年金改革法が成立しました

年金が、本当に「カット」されるのか？
どんな改革なのか？
年金の将来が、どのように安定していくのか？

などについて、お知らせします

4 60歳未満で職に就いていない方

- ・ **60歳より前に無職になった場合、年金への加入が必要ですか。**
20歳以上60歳未満の方は、**国民年金に加入する必要があります。**年金の受給には、保険料を納付した期間等が10年以上※5必要です（老齢年金の場合）。
※5 平成29年8月、必要な期間が「25年」から短縮されます。保険料の免除や猶予をした期間を含みます。
- ・ **専業主婦・主夫で保険料を払っていませんが、大丈夫でしょうか。**
厚生年金の加入者の配偶者で、加入者に扶養されている方については、個人での負担は不要です。厚生年金の制度全体で保険料を負担しているからです。
- ・ **年金記録の確認について教えてください。**
基礎年金番号に結びついていない持ち主不明の年金記録が約2千万件あります。特に、転職が多い方、姓が変わったことがある方、いろいろな読み方があるお名前の方などは、年金記録を確認ください。ねんきん定期便やねんきんネット、またはお近くの年金事務所で確認ができます。

5 将来の年金を増やしたい方

- ・ **「パートで働いても厚生年金に入って年金を増やせる」と聞きましたが。**
現在、パート労働者で国民年金に加入している方は、**厚生年金に加入すると将来の年金受け取り額が増加します。**
週20時間以上勤務で、月額賃金が8.8万円以上の場合、厚生年金に加入できることとなりました（大企業は平成28年10月から、中小企業等は平成29年4月から※6）。
※6 500人以下の中小企業では、厚生年金に加入することについて労使合意が必要となります。
- ・ **もうすぐ65歳になりますが、年金を増やすことはできますか。**
65歳以降に**受給開始を繰り下げることで年金が増加します。**たとえば、受給を70歳まで待った場合には、65歳で受給するときよりも年金額が約4割増えます。
- ・ **公的年金に上乘せしてもらえると聞いたのですが。**
iDeCo（イデコ。個人型確定拠出年金）や**国民年金基金**等に加入すれば年金額を増やせます。特にiDeCoは、60歳未満なら基本的に誰でも加入できるようになりました（平成29年1月～）。なお、掛け金などについて所得税の優遇も受けられます。

イデコダイヤル(平成29年1月3日以降)
0570-086-105
月～金曜日/10:00～20:00
土曜・日曜・祝日、10:00～16:00

国民年金基金:0120-65-4192
月曜日～金曜日/9:00～17:00
◎土曜・日曜・祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません。



年金請求等の手続きについてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」まで
0570-05-1165 050で始まる電話でおかけになる場合は Tel. 03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30～19:00火～金曜日/8:30～17:15 第2土曜日/9:30～16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

文書やFAXでの年金相談も可能です。詳しくは

年金相談 検索

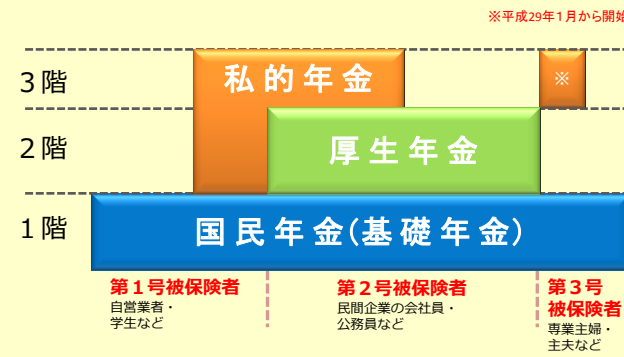


「年金の仕組み」をもう一度

公的年金は、現役で働く世代が高齢者などを支え、社会全体で安心を提供するものです。

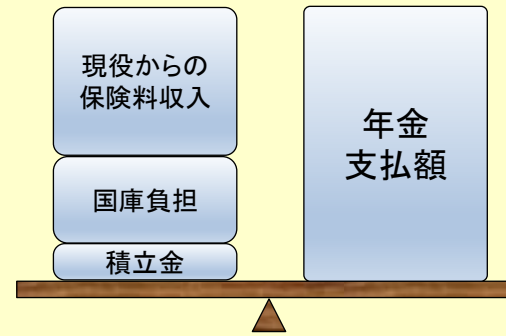
20歳以上の全ての人が入る国民年金と、会社員や公務員が入る厚生年金の2階建て※1になっています。

※1 個人や企業で、上乗せの「私的年金」に加入している場合、「3階建て」になります。



現役世代が払う保険料を年金給付に充てる「仕送り」(賦課方式)が制度の基本です。保険料以外にも、税金(基礎年金の1/2)と積立金が給付に充てられます。

現在、高齢化と少子化が急速に進み、受給世代に対する現役世代の割合が低下しています。この状況下でも、将来にわたって持続的で安心できる仕組みとなるよう、平成16年に「マクロ経済スライド」※2を導入しました。



※2 現役世代が負担する保険料水準は固定した上で、現役世代の減少や寿命の伸びに応じ、物価や平均賃金の伸びを一部差し引いて年金給付の水準を調整する仕組みです。前年度より年金額が下がる調整は行いませんが、平成30年4月からは、物価・賃金が上昇した際に、過去の未調整分も繰り越して調整します。

私たちの年金はどうなるの？

1 年金をすでに受け取っている方 (年金受給者)

・今回の改革により、年金額は減るのですか。

賃金と物価が上がっている経済状況では、今回の改革によるルールが発動されることはなく、**年金額は減りません**。

政府は、アベノミクスにより経済再生に全力で取り組んでいます。

・経済再生に取り組んでいるのにルールを変えるのはなぜですか。

将来、リーマンショックのような想定外の事態が発生し、賃金が下がり、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定します(平成33年4月～)。

このようにルールを変えなければ、現在の年金支払によって、将来世代のための積立金が予定以上に取り崩され、現役世代が将来受け取る年金の水準が低下します。

・年金だけでは生活が困難ですが、低所得者への支援はあるのですか。

年金を含めても所得が低く援助を要する方には、新たに「福祉的な給付」(年最大6万円)がスタートします(平成31年10月予定)。

生活にお困りの方は、各地に自立支援のための相談窓口がありますので、お住まいの都道府県や市区町村にお問い合わせください。また、年金や資産などを活用しても生活が困難な方は、生活保護を受けられる場合がありますので、お近くの福祉事務所にご相談ください。

2 もうじき、年金を受給される方

・年金はいつからもらえるのですか。

老齢基礎年金は65歳からです。老齢厚生年金については、平成42年までの間、60歳から65歳に段階的に引き上げられていきます(生年や性別で違いがあります)。60歳以上ならば、額は減りますが繰り上げて受給することも可能です。

・将来もらえる年金の額はどこで確認できますか。

毎年、皆さんの誕生月に郵送される「ねんきん定期便」や、日本年金機構のホームページにある「ねんきんネット」で確認できます。ただし、その額は目安です。実際には、受給までに納付された額やその時の物価などを考慮した額になります。

・受給の際にはどのような手続きが必要ですか。

年金を受給するためには、**年金請求の手続きが必要です**。60歳または65歳になる前に、日本年金機構から「年金請求書」が郵送されてきますので、必要な書類を添えてお近くの年金事務所へご提出ください。

3 現役で働いている方

・自分が支払う保険料の見通しについて教えてください。

厚生年金の保険料率は、平成29年9月より後には、上がることはありません。また、国民年金の保険料は、平成31年4月より後には、上がることはありません(ただし、物価や賃金の変動に応じて上下することはあります)。

・若い人は納付額以上の給付を受けられないのですか。

違います。これからも皆さんが納めた額以上の年金を給付できる見通し※3です。受給者全員が受け取る「老齢基礎年金」は、給付額の半分を国が負担しています。


※3 平均寿命(現在は男性80.79歳、女性87.05歳)まで生きた場合に、保険料の納付期間の長さなどの条件を置いて計算しています。

・保険料を払わないとどうなるのですか。

将来受け取る年金額が、その分、減ります。年金額は保険料を納付した期間に応じて決まり、さらに、受給には納付期間等が10年※4が必要です(老齢年金の場合。保険料の免除や猶予をした期間を含みます)。

※4 平成29年8月から、必要な期間が「25年」から「10年」に短縮されます。すでに65歳以上で、今回の短縮により受給が可能となる方には、平成29年2月末～7月に日本年金機構から「年金請求書」を郵送する予定です。必要書類を添えてお近くの年金事務所などにご提出ください。

また、保険料の納付(または免除や猶予の手続)をしていれば、60歳未満でも、けがなどで重い障害を負った場合に「障害年金」、一家の大黒柱が小さな子供や配偶者を残して亡くなった場合に「遺族年金」を受け取れます。

年金制度に加入していなくても
資格期間に加えることができる期間があります


過去に年金制度に加入していなかった、サラリーマンの配偶者だった期間なども、資格期間にカウントできる場合があります。

合算対象期間（「カラ期間」といいます）

合算対象期間（カラ期間）は、過去に国民年金に任意加入していなかった場合などでも、年金受け取りに必要な資格期間に含むことができる期間です。（ただし、年金額の算定には反映されません）

具体的には ①昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間、②平成3年3月以前に、学生だった期間、③海外に住んでいた期間、④脱退手当金の支給対象となった期間 などが合算対象期間（カラ期間）となり、これを「資格期間」にカウントすると、年金が受給できる可能性があります。詳しくは、年金事務所へご相談ください。

ご自身の年金記録を確認することで
年金を受けとれる場合があります

持ち主のわからない年金記録（いわゆる「未統合記録」）につきましては、これまで「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などにより、年金記録のご確認をお願いしてまいりました。

しかし、持ち主が確認できない記録が、今なお約2000万件残っています。この中にご自身の記録があった場合は年金を受けとれることがあります。

特に、①旧姓の方や読み間違えやすいお名前の方、②本来とは異なる生年月日やお名前で届出された可能性がある方は、年金事務所へご相談ください。皆さまの年金記録をもう一度確認します。

➤ 年金記録は、「ねんきんネット」で簡単に確認することができます。



お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

0570-058-555
03-6700-1144

050から始まる番号で
おかけになる場合は
03-6700-1144

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後7時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

不審な電話や訪問があった場合は

日本年金機構や年金事務所の職員と称して、現金を詐取したり、銀行口座番号を聞くなどの、不審な電話や訪問にご注意ください。

「怪しいな？」と感じたら、口座番号や個人情報を話したり、現金を支払ったり、振り込みをせずに、お近くの年金事務所または警察へお問い合わせください。

新たに年金を受けとれる方が増えます。
年金額を増やすこともできます。

- ✓ 年金を受けとるために必要な納付期間が25年から10年に減りました
- ✓ 60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やせます
- ✓ ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります

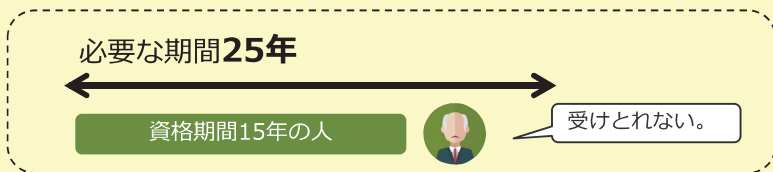
ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

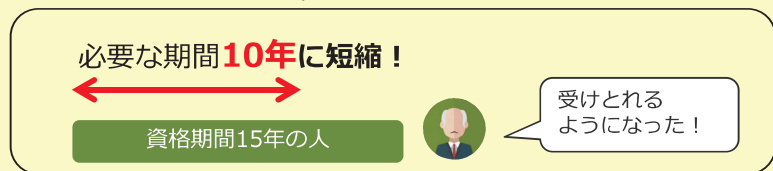
050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6700-1165

資格期間が10年以上となれば 年金を受けとれるようになりました

これまで



平成29年
8月1日から



「資格期間」とは?

- ◎ 国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎ サラリーマンの期間（船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
- ◎ 年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間） 3ページをご覧ください

これらの期間を合計したものが「資格期間」です。
資格期間が10年（120月）以上あると、年金を受けとることができます。

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。
40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。
（10年間の納付では、受けとる年金額は概ねその4分の1になります）

対象となる方は手続きが必要です。

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より年金請求書が郵送されます。（以下の時期に送付）
お手元に届きましたら、「**ねんきんダイヤル**」で**予約の上**、手続きを！

	送付時期 (生年月日により異なります)	年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】
		昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤*	6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

資格期間が10年未満の方へも、年内をめどにお知らせの送付を開始します。

今から保険料を納めて 年金額を増やすこともできます



新たに保険料を納付すると、年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。

60歳以上の方も国民年金に加入できます（任意加入制度）

希望される方は、「60歳から65歳まで」の5年間、国民年金保険料を納めることで65歳から受け取る老齢基礎年金の額を増やすことができます。

また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することで、資格期間が増え、年金を受けとれるようになります。

ご利用いただける方（次の①～④のすべてに該当する方です）

- ① 日本国内に住所を有する*60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間を満たしていない場合は70歳未満の方まで）
 - ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 - ④ 現在、厚生年金保険に加入していない方
- *外国に居住する日本国籍をお持ちの方も加入できます

過去5年間に納め忘れた保険料を納めることができます（後納制度）

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある場合も、申し込みにより、保険料を納めることができます（平成30年9月まで）。保険料を納めることで、年金を受けとれるようになったり、年金額が増えたりします。

ご利用いただける方（次の①または②のいずれかに該当する方です）

- ① 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
 - ② 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）
- 注：60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申込みできません

専業主婦（主夫）の届け出漏れの期間のお届け（特定期間該当届）

例えば、会社員の夫が退職したときや、妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには、国民年金を3号から1号に切替が必要です。

過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた期間の記録が保険料未納期間になっています。

「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受けとれない事態を防止できるほか、最大で10年分の保険料を納め、受けとる年金額を増やすことができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

国民年金のお手続きなどに関しては「ねんきん加入者ダイヤル」へ

0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合はTel. 03-6630-2525